

秋多都市計画用途地域の変更（あきる野市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

（あきる野市分）

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
第一種 低層住居 専用地域	約 ha 6.3 629.3 131.3 67.1 2.1	以下 5/10 8/10 4/10 8/10 5/10 10/10 5/10 6/10	以下 3/10 — — — — — — —	m — — — — — — — —	m ² — — — — — — — —	m 10 10 52.0 10 10 5.5 10	約 % 0.5 52.0 10.9 5.5 0.2 69.1
小計	836.1						
第二種 低層住居 専用地域	約 ha 22.0	以下 10/10	以下 5/10	m —	m ² —	m 10	約 % 1.8
小計	22.0						
第一種 中高層住居 専用地域	約 ha 16.5 19.1 15/10 73.0	以下 10/10 5/10 6/10 20/10	以下 5/10 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.4 1.6 6.0 9.0
小計	108.6						
第二種 中高層住居 専用地域	約 ha 26.4 2.2	以下 15/10 20/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 2.2 0.2 2.4
小計	28.6						
第一種 住居地域	約 ha 37.7	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 3.1 3.1
小計	37.7						
第二種 住居地域	約 ha 8.0 4.7	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 0.7 0.4 1.1
小計	12.7						

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
準住居地域	約 ha 25.7 8.3	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 2.1 0.7
小計	34.0						2.8
近隣 商業地域	約 ha 20.2 12.5 3.7	以下 20/10 30/10 40/10	以下 8/10 8/10 8/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.7 1.0 0.3
小計	36.4						3.0
商業地域	約 ha 2.6	以下 40/10	以下 8/10	m —	m ² —	m —	約 % 0.2
小計	2.6						0.2
準工業地域	約 ha 66.2	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 5.5
小計	66.2						5.5
工業地域	約 ha 24.7	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 2.0
小計	24.7						2.0
工業専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 %
小計							
合計	約 ha 1,209.6						約 % 100

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

武藏引田駅周辺地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）の定めは、適用しない。

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備（以下「公共公益施設等の整備」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他公共公益施設
 - (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
 - (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの（最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。）
- 3 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等があった際、現に建築物の敷地として使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地面積の制限に違反していたものを除く。）で、その全部を一の敷地として使用するもの

新旧対照表

() 内は変更箇所を示す。(あきる野市分)

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率	
第一種 低層住居 専用地域	以下 5/10	以下 3/10	m —	m ² —	m 10	約 ha 6.3	約 % 0.5	約 ha 6.3	約 % 0.5	約 ha
	8/10	4/10	—	—	10	629.3	52.0	629.3	52.5	
	8/10	5/10	—	—	10	131.3	10.9	131.3	10.9	
	10/10	5/10	—	—	10	67.1	5.5	67.1	5.6	
	15/10	6/10	—	—	10	2.1	0.2	2.1	0.2	
	小計					836.1	69.1	836.1	69.7	
	第二種 低層住居 専用地域	以下 10/10	以下 5/10	m —	m ² —	m 10	約 ha 22.0	約 % 1.8	約 ha 22.0	約 % 1.8
		小計					22.0	1.8	22.0	1.8
第一種 中高層住居 専用地域	以下 10/10	以下 5/10	m —	m ² —	m —	約 ha 16.5	約 % 1.4	約 ha 16.5	約 % 1.4	約 ha
	15/10	6/10	—	—	—	19.1	1.6	19.1	1.6	
	20/10	6/10	—	—	—	73.0	6.0	73.0	6.1	
	小計					108.6	9.0	108.6	9.1	
	第二種 中高層住居 専用地域	以下 15/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha 26.4	約 % 2.2	約 ha 26.4	約 % 2.2
		20/10	6/10	—	—	—	2.2	0.2	2.2	0.2
小計					28.6		2.4	28.6	2.4	
第一種 住居地域	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha 37.7	約 % 3.1	約 ha 37.7	約 % 3.1	約 ha
	小計					37.7	3.1	37.7	3.1	
第二種 住居地域	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha 8.0	約 % 0.7	約 ha 8.0	約 % 0.7	約 ha
	30/10	6/10	—	—	—	4.7	0.4	4.7	0.4	
小計					12.7		1.1	12.7	1.1	

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率	
準住居地域	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha 25.7	約 % 2.1	約 ha 25.7	約 % 2.1	約 ha 0.7
	30/10	6/10	—	—	—	8.3	0.7	8.3	0.7	
	小計					34.0	2.8	34.0	2.8	
近隣 商業地域	以下 20/10	以下 8/10	m —	m ² —	m —	約 ha 20.2	約 % 1.7	約 ha 20.2	約 % 1.7	約 ha 0.3
	30/10	8/10	—	—	—	12.5	1.0	12.5	1.0	
	40/10	8/10	—	—	—	3.7	0.3	3.7	0.3	
小計					36.4		3.0	36.4	3.0	
商業地域	以下 40/10	以下 8/10	m —	m ² —	m —	約 ha 2.6	約 % 0.2	約 ha 2.6	約 % 0.2	約 ha 0.2
	小計					2.6	0.2	2.6	0.2	
準工業地域	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha (66.2)	約 % (5.5)	約 ha (55.8)	約 % (4.7)	約 ha 10.4
	小計					(66.2)	(5.5)	(55.8)	(4.7)	
工業地域	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha 24.7	約 % 2.0	約 ha 24.7	約 % 2.1	約 ha 2.1
	小計					24.7	2.0	24.7	2.1	
	工業 専用地域	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 ha —	約 ha —	約 ha —	約 ha —
小計					約 ha 1,209.6		% 100	約 ha 1,199.2	約 ha 100	
合計					約 ha 1,209.6		% 100	約 ha 1,199.2	約 ha 100	約 ha 10.4

変更概要

(あきる野市分)

番号	変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
1	あきる野市上代継字遠野喜場及び字豊原 並びに下代継字遠野木場及び字豊原各地内	指定なし	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 ha 10.4	用途、建蔽率及び容積率の変更

理由：武蔵引田駅周辺地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

秋多都市計画用途地域の変更（あさる野市決定、日の出町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

(秋多都市計画区域全域分)

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
第一種 低層住居 専用地域	約 ha 6.3 843.3 131.3 71.9 2.1	以下 5/10 8/10 4/10 8/10 5/10 10/10 5/10 6/10	以下 3/10 — — — — — — —	m — — — — — — — —	m ² — — — — — — — —	m 10 10 10 10 10 10 10 10	約 % 0.4 54.7 8.5 4.7 0.1 68.4
	小計 1,054.9						
第二種 低層住居 専用地域	約 ha 28.7	以下 10/10	以下 5/10	m —	m ² —	m 10	約 % 1.9
	小計 28.7						1.9
第一種 中高層住居 専用地域	約 ha 16.5 19.1 107.5	以下 10/10 5/10 15/10 6/10 20/10 6/10	以下 5/10 — — — — —	m —	m ² —	m —	約 % 1.1 1.2 7.0
	小計 143.1						9.3
第二種 中高層住居 専用地域	約 ha 31.0 2.2	以下 15/10 6/10 20/10 6/10	以下 6/10 — —	m —	m ² —	m —	約 % 2.0 0.1
	小計 33.2						2.1
第一種 住居地域	約 ha 5.5 46.4	以下 15/10 20/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 0.4 3.0
	小計 51.9						3.4
第二種 住居地域	約 ha 8.0 4.7	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 0.5 0.3
	小計 12.7						0.8

種類	面積	容積率	建蔽率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	備考
準住居地域	約 ha 25.7 8.3	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.7 0.5
小計	34.0						2.2
近隣 商業地域	約 ha 20.2 12.5 3.7	以下 20/10 30/10 40/10	以下 8/10 8/10 8/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.3 0.8 0.2
小計	36.4						2.3
商業地域	約 ha 15.1 2.6	以下 20/10 40/10	以下 8/10 8/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.0 0.2
小計	17.7						1.2
準工業地域	約 ha 66.3	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 4.3
小計	66.3						4.3
工業地域	約 ha 63.7	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 4.1
小計	63.7						4.1
工業専用地域	約 ha —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 %
小計							
合計	約 ha 1,542.6						約 % 100

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由 武藏引田駅周辺地区地区計画の変更に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

適用の除外

次のいずれかに該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度（以下「最低敷地面積」という。）の定めは、適用しない。

- 1 次の各号のいずれかに掲げる公共公益施設等の整備（以下「公共公益施設等の整備」という。）が行われる際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合するもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合する土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの
 - (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）による道路
ただし、都市計画法第 29 条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く
 - (2) 河川、水路その他公共公益施設
 - (3) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）による都市公園
 - (4) 地区計画等により定められた施設
- 2 最低敷地面積が定められ、又は変更された際、現に建築物の敷地として使用されている土地で最低敷地面積の定めに適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合しないこととなる土地で、公共公益施設等の整備と併せて、当該公共公益施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用し、又は当該公共公益施設等の用に供する土地を除き分割される各々を一の敷地として使用するもの（最低敷地面積が変更された際、従前の制限に違反していた建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該制限に違反することとなったもの又は最低敷地面積の定めに適合するに至った建築物の敷地若しくは所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば最低敷地面積の定めに適合するに至ったものを除く。）
- 3 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 1 項の規定による仮換地の指定、同法第 103 条第 1 項の規定による換地処分その他法令によるこれらに準じた処分等を受けた土地（当該処分等があった際、現に建築物の敷地として使用されていた従前の土地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができた従前の土地と照応するものに限る。ただし、最低敷地面積の制限に違反していたものを除く。）で、その全部を一の敷地として使用するもの

新旧対照表

() 内は変更箇所を示す。(秋多都市計画区域全域分)

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	新旧対照面積表					
						新		旧		増減 [A-B]	
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
第一種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	5/10	3/10	—	—	10	6.3	0.4	6.3	0.4		
	8/10	4/10	—	—	10	843.3	(54.7)	843.3	55.0		
	8/10	5/10	—	—	10	131.3	(8.5)	131.3	8.6		
	10/10	5/10	—	—	10	71.9	4.7	71.9	4.7		
	15/10	6/10	—	—	10	2.1	0.1	2.1	0.1		
	小計					1,054.9	(68.4)	1,054.9	68.8		
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
第二種 低層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	10/10	5/10	—	—	10	28.7	1.9	28.7	1.9		
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
	増減 [A-B]										
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
	増減 [A-B]										
第一種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	10/10	5/10	—	—	—	16.5	1.1	16.5	1.1		
	15/10	6/10	—	—	—	19.1	1.2	19.1	1.2		
	20/10	6/10	—	—	—	107.5	7.0	107.5	7.0		
	小計					143.1	9.3	143.1	9.3		
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
	増減 [A-B]										
	小計					新旧対照面積表					
第二種 中高層住居 専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	15/10	6/10	—	—	—	31.0	2.0	31.0	2.0		
	20/10	6/10	—	—	—	2.2	0.1	2.2	0.1		
	小計					33.2	2.1	33.2	2.2		
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
	増減 [A-B]										
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
第一種 住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	15/10	6/10	—	—	—	5.5	0.4	5.5	0.4		
	20/10	6/10	—	—	—	46.4	3.0	46.4	3.0		
	小計					51.9	3.4	51.9	3.4		
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
	増減 [A-B]										
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
第二種 住居地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha	
	20/10	6/10	—	—	—	8.0	0.5	8.0	0.5		
	30/10	6/10	—	—	—	4.7	0.3	4.7	0.3		
	小計					12.7	0.8	12.7	0.8		
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		
	旧										
	増減 [A-B]										
	小計					新旧対照面積表					
	新					面積 [A]	比率	面積 [B]	比率		

種類	容積率	建蔽率	外壁の後退距離	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの最低限度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積 [A]	比率	面積 [B]	比率	
準居住地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	20/10	6/10	—	—	—	25.7	1.7	25.7	1.7	0.5
近隣商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	30/10	8/10	—	—	—	8.3	0.5	8.3	0.5	0.5
商業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	40/10	8/10	—	—	—	34.0	2.2	34.0	2.2	0.0
準工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	20/10	6/10	—	—	—	(66.3)	(4.3)	(55.9)	(3.6)	10.4
工業地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	20/10	6/10	—	—	—	63.7	4.1	63.7	4.2	0.0
工業専用地域	以下	以下	m	m ²	m	約 ha	約 %	約 ha	約 %	約 ha
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計						約 ha	%	約 ha	%	約 ha
						1,542.6	100	1,532.2	100	10.4